

# 都市公園等の次期指定管理業務に係る対象施設グループについて

## 1. 指定管理者の考え方・区分

- 指定管理制度は、地方自治法第244条の改正により創設された制度で、従前の管理委託制度の委託先を民間事業者や自治会、NPO団体等に拡大し、民間事業者等による管理運営も可能としたもので、民間能力を活用しサービス向上、経費削減等を図ることを目的としている。
- 都市公園は、都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与すると共に、市民レクリエーション及びスポーツ活動並びにコミュニティ活動の場の充実を図るなど、緑豊かで快適な都市空間を形成するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公共施設として設置されたもので、指定管理者には高い公益性を確保しつつ、園内緑地及び園内施設の適切かつ、効率的な維持管理を行うとともに、市民の公園の利活用を推進することが求められる。
- 指定管理の期間は5年間（公園指定管理は第1期H21～H25・4区分／第2期H26～H30・10区分（H29～北彩都追加12区分）／第3期H31～R5・9区分（現在））  
※民間活力の導入・育成・管理効率の見直しにより区分を変更

## 2. 指定管理の現況及び課題

- 【現在（第3期）】
- 市内公園・緑地→438箇所/総面積809.22ha（R5.3.31現在）
  - 指定管理区分9区分（非公募1/A～F及び左右北彩都ガーデン8）
- ※非公募は公共・公益性が高く、質の高いサービスや維持管理水準確保のため、豊富な経験や高いノウハウが必要とする運動・総合公園等。  
公募は地区・近隣・街区・水系緑地等、効率的な管理及び収益増強を目的に区分け。
- 【課題】
- 人件費・光熱水費等の高騰→指定管理委託料の増  
→業務改善・スリム化・効率化による経費圧縮  
→グループ間の事業連携の推進
  - 公園利用促進の推進→利用者のニーズに対応した公園管理  
→自主事業展開が柔軟に実施できる体制づくり

## 3. R6～R10（第4期）都市公園指定管理基本方針及び今後の日程

- 管理者による自主事業※1・利用促進事業の展開→昨今の利用者ニーズを的確に把握し、運用面の見直しを積極実施
- 管理区分の見直しによる民間参入の促進 → 多様な利用促進事業の展開が可能となる区分の見直し
- 利用者の利便性を考慮した一体管理 → グループ間の事業連携の推進（横断的事業の展開、運動施設の利用調整等）

※1 指定管理費とは別に公園利用促進のために自主財源によって行う事業（イベント・講座等の実施・市民参加事業・便益施設の設置等）  
収益のある事業も認められるが、収益の一部は公園管理費に充当する。

区分	グループ	第3期（H31～R5変更前） （9区分：非公募1/公募8）	区分変更内容
非公募	非公募	総合公園（常磐・神楽岡・忠和・春光台）	●業務効率化を図るため、Dグループエリアを照査し、常磐・忠和公園に隣接する河川緑地を非公募グループに加え、苗圃を管理区分に加える。 ●わくわくエッグやキャンプ場など民間事業者による自主事業の展開及び公園の利用促進を推進するため、カムイの杜公園を単独グループとする。
		運動公園（花咲SP・東光SP・旭橋下流左岸及び金星橋上流右岸及び神楽橋上流左岸広場）	
		都市緑地（カムイの杜公園）	
公募	A	（中央神楽地区）街区公園・都市緑地 地区公園（宮前・東豊公園除く）、近隣公園（西神楽・旭神中央公園除く）	●業務効率化を図るため、Dグループのエリアを照査し、隣接する河川緑地の一部を加える。
	B	（北星永山地区）街区公園・都市緑地 地区公園（新富公園除く）、近隣公園（千代の山公園除く）	
	C	地区公園（東豊公園、新富公園）、 近隣公園（西神楽公園、千代の山公園）、 特殊公園（嵐山・旭山）	●公園利用促進として旭山夜桜まつり等の各種イベントへの協力を図る。（区分に変更無し）
	D	水系緑地（一部除く、パークゴルフ場除く）	●業務効率化を図るため、水系緑地を非・A・B・Eグループに管理区分を移管する。
	E	パークゴルフ場（パークゴルフ場に隣接する一部の公園含む）	●業務効率化を図るため、Dグループのエリアを照査し、パークゴルフ場と隣接する河川緑地の一部を管理区分に加える。
	F	都市緑地（突哨山）	（区分変更なし）
	北彩都ガーデン（右岸等）	あさひかわ北彩都ガーデン右岸側、 宮前公園・神楽橋下流右岸	●業務効率化を図るため、左右ガーデングループを統合する。 ●統合により左岸グループの自主事業の展開と利用促進推進を推進。
	北彩都ガーデン（左岸）	あさひかわ北彩都ガーデン左岸側、 忠別橋上流左岸広場・忠別川左岸並木の一部等	

カムイの杜公募

4箇所

14箇所

9箇所

9箇所

区分	グループ	第4期（R6～R10変更後） （8区分：非公募1/公募7）
非公募	非公募	総合公園（常磐・神楽岡・忠和・春光台）
		運動公園（花咲SP・東光SP・旭橋下流左岸及び金星橋上流右岸及び神楽橋上流左岸広場）  旭橋狭広場・旭橋上流左岸広場（フラワーランド）・旭橋下流右岸広場（ドリームランド）・近文大橋上流左岸桜づつみ
公募	A	（中央神楽地区）街区公園・都市緑地、 地区公園（宮前・東豊公園除く）、 近隣公園（西神楽・旭神中央公園除く）、 石狩川水系緑地 1.4箇所
	B	（北星永山地区）街区公園・都市緑地、 地区公園（新富公園除く）、 近隣公園（千代の山公園除く）、 石狩川水系緑地 9箇所
	C	地区公園（東豊公園、新富公園）、 近隣公園（西神楽公園、千代の山公園）、 特殊公園（嵐山・旭山）
	D	カムイの杜公園
	E	近隣公園（旭神中央公園）・都市緑地（永山みず辺緑地）・石狩川水系緑地 1.1箇所 （パークゴルフ場含む）
	F	都市緑地（突哨山）
	北彩都ガーデン等	あさひかわ北彩都ガーデン（宮前公園の一部・神楽橋下流右岸の一部・北彩都プロムナード緑地・旭川駅南緑地・忠別橋上流左岸広場の一部・忠別川左岸並木の一部北彩都南6条通緑地） 宮前公園等（宮前公園の一部・神楽橋下流右岸広場の一部）

### ★再編効果★

- 水系緑地（旧Dグループ）を区分けし、これまで別グループであった隣接公園・パークゴルフ場等との一体管理により、効率的な施設管理（施設修繕・点検・その他維持管理業務等）を行い、管理経費を圧縮することが可能。  
また、災害等の緊急時に迅速かつ効率的な対応（設置物撤去・施設封鎖等）が可能。
- 左右北彩都ガーデンを一体管理することで、効率的な施設管理（施設修繕・点検・その他維持管理業務等）を行い、管理経費を圧縮することが可能。  
また、左岸側も含めた、北彩都ガーデンを全体を活用した利用促進事業の展開が期待される。
- カムイの杜の指定管理を公募への変更することで、わくわくエッグやキャンプ場、大型遊具等を活用した、多様な利用促進事業の展開が期待できる。

内容	7月		8月		9月		10月		12月
非公募対象施設の選定・決定及び募集区分の検討・決定	緑の審議会	決定	議案提出	募集資料作成			3定議決		
選定委員会（公募）、審査委員会（非公募）の設置・開催			候補者依頼	要綱制定	就任依頼		選定委員決定		審査会
指定管理者の募集						公募希望者事前説明	募集開始告示	HP掲載 広報掲載 報道依頼	決定

